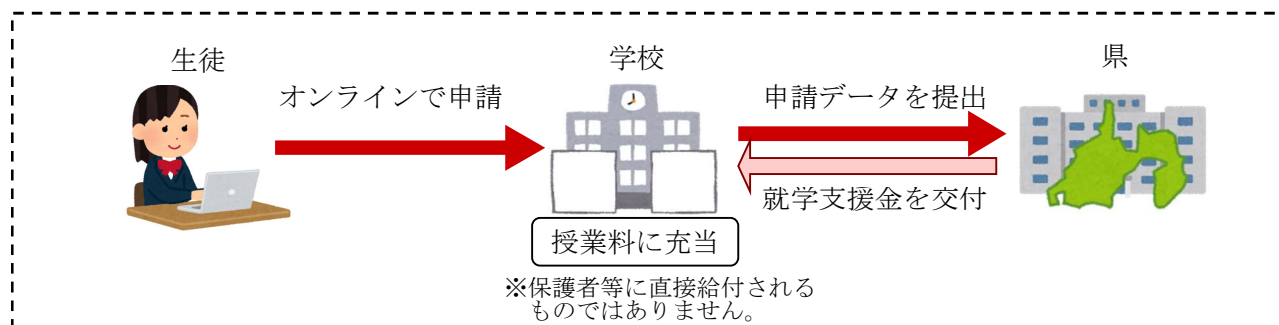


高等学校等就学支援金について（制度及び補足説明）

（１） 「高等学校等就学支援金」とは・・・

保護者等の所得金額が一定額未満の世帯に対し、国が生徒に変わり高等学校等の授業料を負担する「**授業料の実質無償化制度**」です。支給対象になる、ならないにかかわらず、全員が申請する必要があります。

＜支給イメージ＞



※就学支援金の支給対象となった場合も、授業料以外の校納金（修学旅行積立金等）についてはお支払いいただく必要があります。

（２） 対象となる要件とは？

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は終了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で 36 月（定時制課程・通信制課程は 48 月）を超えていないこと。
- ④ 保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」が 304,200 円未満※の世帯であること。

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。

支給を受けようとする生徒本人が早生まれで扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる場合、課税標準額から 33 万円を控除する

- 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額（市町村によっては「税額控除額）」の確認方法
課税証明書や、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

＜対象者の年収目安は**年収 910 万円程度未満**です＞

※ 家族構成が父・母・高校生(16 歳以上) 1 人・中学生 1 人で、保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合の目安です。
あくまで目安であり、扶養人数や各種控除等によって変動があります。



県内公立高校では毎年約 80%の生徒が
就学支援金の認定を受けています！

(3) 申請手続きに係る補足事項

- ① 申請日は7月1日以降としてください。
- ② 認定結果は10月上旬頃に通知します。e-shien の画面からも確認可能です。
- ③ 離婚・再婚等により保護者が変更となった場合は、就学支援金認定内容の変更が必要となるため、すみやかに事務室へ連絡してください。
- ④ 収入の修正申告や税額の更正決定により課税標準額や調整控除の額が変更された場合は、再審査により就学支援金が認定される可能性があります。

市町村から発出される地方住民税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請することで、遡及審査が可能となります。通知を受け取った場合は、すみやかに学校事務室に届け出てください。

(4) 授業料徴収金額（就学支援金を申請しなかった方・申請したが不認定だった方）

授業料を負担していただく場合の金額は次のとおりです。

期別	口座引落日	徴収対象月	金額
1期	7月31日	4月～6月分	29,700円
2期	10月31日	7月～11月分	49,500円
3期	1月31日	12月～3月分	39,600円

(5) 家計急変世帯への支援

就学支援金が所得制限超過により支給対象とならない場合であっても、保護者等が急な失職・倒産等の状況にあり、直近の世帯の収入が年収590万円未満相当まで減少した場合は、授業料の支援を受けられる場合があります。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(6) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間（全日制36月、定時制・通信制48月）の経過後も、保護者の所得が就学支援金制度と同様に、所得制限額未満の場合には一定期間（最大24月）支援金を支給します。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(7) その他

御不明な点につきましては、まずは「オンライン申請マニュアル」や画面上の「チャットで質問する」等を御確認いただきますようお願いいたします。なおも御不明な点がある場合は、事務室（電話番号：(053)-592-1625）へお問い合わせください。